

- 一、希望者ニハ食車三回共支給シ男工ニハ朝五銭晝夜
- ニハ各拾銭トス女工ニハ朝五銭晝夜九銭トス
- 一、通勤職工全般ニ對シ薬價魚料トス
- 但シ家族ハ實費
- 一、今回ノ争議ニ關スル退職手當旅費共ニ和泉紡績ト同シ
- 一、工場内食堂休憩場其他設備ニ對シテハ漸次改善スル事、
- 一、通勤職工及家族ノ浴場ヲ設ケ魚料入浴セシム(春木一、野村工場本店工場ヲ通シテ一)
- 一、春木工場野村工場ノ全職工罷業者ヲ合シ家族見舞トシテ金三千円ヲ給共ス
- 一、業務上ノ負傷者ニハ醫師ノ定ルル休業期間内全日給ヲ支給ス

① 寺岡紡績株式会社

休業日数三ヶ月ヲ越スル時ハ工場法令ノ定ムル所ニ依リ

- 一、食車料金ハ一日男二十五銭 女貳拾貳才トス
- 一、争議ニ關スル退職者ノ手當及旅費ハ和泉紡績ニ同シ
- 一、食堂休憩場其他施設ニ對シテハ漸次改善スル事トシ
- 一、争議中ノ罷業者職工ニ對スル見舞金ハ其日罷業者職工數ニ依リ山岸和田紡績ノ給與スル金額ノ比例ニ依リ支給ス
- 一、浴場ヲ新設通勤職工家族ニ魚料入浴セシム

右及申(通)報候也